

# 立川市議会基本条例 逐条解説

立川市議会

**【変更履歴】**

平成 26 年 4 月 1 日 作成

令和 2 年 9 月 10 日 変更

令和 5 年 11 月 2 日 変更

第 12 条、第 18 条、第 26 条変更

第 17 条（附属機関）を新設（併せて 18 条以降の条文番号も変更）

## ◆本条例の構成

### 前文

#### 第1章 総則

- 第1条 条例の目的
- 第2条 議会の活動原則
- 第3条 議員の活動原則

#### 第2章 議会と市民との関係

- 第4条 議会の公開及び説明責任
- 第5条 広報の充実
- 第6条 公聴会制度及び参考人制度の活用
- 第7条 請願、陳情における提案者の意見聴取
- 第8条 市民との情報及び意見交換

#### 第3章 議会と市長等との関係

- 第9条 議会と市長等との関係
- 第10条 重要な政策案に対する説明の要求
- 第11条 文書質問
- 第12条 質疑応答の形式

#### 第4章 議会の権限

- 第13条 議決事件の拡大

#### 第5章 議会の組織と運営

- 第14条 議長及び副議長
- 第15条 委員会の適切な運営
- 第16条 会派
- 第17条 附属機関の設置
- 第18条 重要案件に関する調査
- 第19条 災害等への対応
- 第20条 議員研修の充実

#### 第6章 自由討議の拡大

- 第21条 議員間討議による合意形成

#### 第7章 議員報酬及び政務活動費

- 第22条 議員報酬
- 第23条 政務活動費

#### 第8章 議会事務局等の体制整備

- 第24条 議会事務局
- 第25条 議会図書室

#### 第9章 補則

- 第26条 条例の位置づけ
- 第27条 見直し手続

## 前文

立川市は、多摩川の清流にはぐくまれ、武蔵野台地に生活の場を開拓した先見性と自治の精神をもって歩んできた。

自治の確立を踏まえ、自治体は、自らの意思と責任において政策を判断していくことが求められるようになっており、立川市においても二元代表制のもと、立川市民(以下「市民」という。)の代表者によって構成される立川市議会(以下「議会」という。)の役割の重要性がより一層高まっている。そこにおいては、市長との緊張関係を保ち、立川市として最良の政策を導くために、事務の執行を監視し、評価していく必要性も存在する。

そこで議会は、自らのあり方についての検討を重ね、議会の意義とその役割、果たすべき責務について協議を重ねてきた。これらの取り組みを確かなものとし、議会の基本姿勢や活動原則及び市民と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めなければならない。

議会は、合議制機関の特性を生かして多様な市民の意見を集約して市政の課題に取り組むために、市民への説明責任を果たすとともに議会への市民の参画を促し、それらをふまえた政策形成を行うことによって、市民の負託に応える民主的な議会づくりを推進する。

議会が、意思決定機関としての責務を果たすとともに、市民の負託を得るにふさわしい議会であるために不断の努力を重ね、より良い議会を目指すために、ここに議会の基本規範としての「立川市議会基本条例」を制定する。

### 【解説】

前文は、条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、本条例の基本的な考え方を明らかにするものです。

本条例の前文では、まず第1段落において、立川市の自然と歴史、そしてそこで育まれてきた精神として「先見性」と「自治の精神」を掲げています。

第2段落では、立川市として最良の政策を導くために、二元代表制のもとで市議会が市長と適切な緊張関係を保持し、事務の執行を監視し、評価していくことの必要性を述べています。平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)により機関委任事務が廃止され、地方自治体は、自らの責任ですべての事務を決定することとなりました。これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割が重要性を増しており、責任も大きくなっていることを踏まえたものです。

第3段落では、立川市議会が行ってきた改革を条例という法形式で定める意義を述べ

ています。立川市議会では、議会の活性化のためにさまざまな取組みを進めるとともに、議会の役割や果たすべき責務について協議を重ねてきました。これまでの取組みを確かなものとし、今後さらなる改革を進めていくために、議会の基本姿勢や活動原則、市民と議会との関係、市長をはじめとする行政と議会との関係等を市民の目に見える形で示し、市民に開かれた議会の実現に努めていくことを謳っています。

第4段落では、合議制機関としての議会が、その特性を生かして多様な市民の意見を集約し、市政の課題に取り組むために、市民への説明責任を果たすとともに、議会への市民の参画を促し、ひいては市民の負託に応える民主的な議会づくりを推進していくという議会の決意を述べています。市議会を構成する議員は、市民の選挙によって選出された市民の代表者であり、市民への説明責任を果たすことや、議会に対する市民の参画を促進することによって、市民の代表としてより良い議会を目指すことがこの議会基本条例の理念でもあります。

最終段落では、議会が意思決定機関としての責務を果たすとともに、より良い議会を目指して不断の努力を重ねていくための基本規範として、本条例を制定することを定めています。

## 第1章 総則

### 第1条 条例の目的

この条例は、二元代表制のもとで、議会及び立川市議会議員（以下「議員」という。）が担うべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、もって市政の発展と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

本条文では、本条例の目的を定めています。その目的とは、次の2点になります。

1点目は、二元代表制のもとで立川市議会とその議員がそれぞれ担うべき役割を明らかにし、議会と議員の活動に関する基本的な事項を条例として定めることです。

2点目は、議会が本条例に基づいて自らの機能を強化し、市政の発展を目指してその機能を発揮していくことで、議会が市政の発展と市民の福祉の向上に寄与していくことです。

この第1条の規定は本条例全体の目的を定めるものですから、この条例を解釈し適用するときには、本条の趣旨に沿ってなされることになります。この目的を達成するために、第2条以下の規定が設けられています。



#### 「二元代表制」とは？

市民によって選ばれた市長と、同じく市民の代表である議員から構成される市議会が、対等の関係のもとで、それぞれが役割を発揮することによって、市政が運営されていくことを意味しています。

#### 「市政の発展」とは？

市議会において、議員間の自由討議などを通じた活発な議論に基づいて最良の意思決定がなされ、市民のための市政がより良いものとなることを意味しています。

## 第2条 議会の活動原則

議会は、市民に開かれた議会を目指し、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 一層の情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の諸活動を説明する責任を果たすこと。
- (2) 多様な市民の意見の把握に努めるとともに、議会として積極的に政策形成を行うこと。
- (3) 適切な行政運営が行われているかを常に監視し、評価すること。
- (4) 議員間の自由かつ達な討議を通じて、論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (5) 公正で透明な議会運営に努めるとともに、議会の信頼性を高めるため、継続して改革に取り組むこと。

### 【解説】

本条文では、議会の活動原則として、5つの原則を明らかにしています。

第1号では、議会のさまざまな取組みについて、市民に対してより一層の情報公開を図ることで、議会における意思決定過程の透明性を確保するとともに、議会が市民に対して積極的に説明責任を果たしていくという議会の姿勢を定めています。具体的な手法については、第2章において定めています。

第2号では、市民参加を通じて議会が多様な市民の意見を把握するとともに、議会として積極的に政策形成を行うことで、市民の意見を市政に反映させていくことを規定しています。この原則に基づいて、議会は多様な手段によって、広く市民の意見を把握し、政策形成に反映させていくこととなります。具体的な手法については、第2章において定めています。

第3号では、二代表制の趣旨を踏まえて、立川市における適切な行政運営を確保するために、議会が常に行政を監視・評価をしていくことを定めています。具体的な手法については、第3章において定めています。

第4号では、議会運営の過程で、議員間の自由討議を踏まえて合意形成に努めていくことを定めています。ここでは、議会の審議が市民の多様な意見を反映したものとなるよう、市民の代表者である議員が政策の論点や争点を活発な討議によって明らかにし、合意を導いていく姿勢をあらわしています。

第5号では、議会が公正で透明な議会運営に努め、市民に信頼される議会を目指して、改革に継続的に取り組んでいくことを定めています。

立川市議会は、以上の5つの活動原則に基づいて活動します。

### 第3条 議員の活動原則

議員は、公正な選挙を経て選出された市民の代表であることを自覚し、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市政に関する課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、積極的に政策提案を行うこと。
- (2) 自らの資質向上に努め、誠実かつ公正な職務遂行に努めること。
- (3) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (4) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

#### 【解説】

本条文では、議員の活動原則として、4つの原則を明らかにしています。

第1号では、議員が市民の代表者として、市民の声を市政に反映させていくために、市が直面している課題とそれに対する市民の多様な意見を的確に把握することに努め、積極的に政策を提案していくことを定めています。

第2号では、議員が自らの資質の向上に努めるとともに、常に誠実かつ公正に議員としての職務を果たすことを定めています。議員は、本条例や立川市政治倫理条例に基づいて活動し、より市民に信頼されるよう自己研鑽に努めることが求められます。

第3号では、議員相互の自由討議を尊重することを定めています。議会が複数の市民の代表者によって構成される合議体であることから、議会の意思決定においては、十分な議論に基づく合意形成が求められます。より良い合意形成を図っていくために、議員は議会が合議制機関であることの意義を十分に認識し、各議員の多様な意見を尊重しながら、自由な討議を尊重していくことが求められます。

第4号では、議員が議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指していくということを定めています。本条例の目的である「市民福祉の向上」の実現のために、各議員は特定の地域や一部の市民に限定することなく、市民全体の利益を考えて活動していくことを定めています。

市議会議員は、市民の代表として市議会を構成し、市政の重要な意思決定を担っています。近年の自治体行政の多様化や専門化にともない、市議会が審議する事項もまた複雑化しています。そのため、議会の活動は更なる充実が求められており、そこにおける議員の役割もより一層重要なものとなってきています。

## 第2章 議会と市民との関係

### 第4条 議会の公開及び説明責任

議会は、会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

#### 【解説】

本条文では、会議の公開及び情報公開、議会の説明責任について定めています。

第1項では、地方自治法第115条に則り、本会議や委員会といった地方自治法に基づいた会議を原則として公開することを定めています。また第2項では、議会の活動に関する情報の公開を徹底し、さらに市民に対して説明責任を果たすことを定めています。

この規定に基づき、市議会は、議会の会議における市民の傍聴を広く認めるとともに、会議録を作成し市民に公開することとなります。さらには、議会の行うさまざまな活動について情報公開を進めるのみならず、第5条に定める「広報誌」や第8条に定める「議会及び市民が情報や意見を交換する機会」等を通じて、積極的に説明責任を果たします。

#### 参考（地方自治法第115条）

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

## 第5条 広報の充実

議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、広報誌の発行、インターネットの利用その他の方法により広報広聴機能の充実に努めなければならない。

### 【解説】

本条文では、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう広報広聴機能を充実させていくことを定めています。近年、情報技術の向上は著しく、こうした技術を取り入れることによって、あらゆる世代の市民に議会の情報を発信（広報）するとともに、広く意見を把握し審議に反映させる（広聴）ことが求められているといえます。本条文においては、より多くの市民に議会に関心をもってもらえるよう、具体的な手段として広報誌の発行やインターネットの利用を掲げ、これらのより一層の充実を図るほか、必要に応じて多様な方法を用いていくことを「広報広聴機能の充実」という文言で表現しています。



立川市議会では、平成22年第4回定例会から本会議をインターネットで中継しています。

また、傍聴者や社会科見学の児童生徒用に「市議会のしおり」を作成し、配布しています。

## 第 6 条 公聴会制度及び参考人制度の活用

議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に規定する、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

### 【解説】

本条文では、地方自治法第 115 条の 2 に規定されている参考人制度や公聴会制度を積極的に活用することで、市民の専門的・政策的な識見を議会における討議に反映させていくよう努めていくことを定めています。

### 参考（地方自治法第 115 条の 2）

普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

2 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

## 第7条 請願、陳情における提案者の意見聴取

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけ、誠実かつ適切に審査を行わなければならない。

2 議会は、前項の審査にあたっては、提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

### 【解説】

本条文では、請願及び陳情の取り扱いについて定められています。

第1項では、請願及び陳情を市民による政策提案として位置づけ、議会の審議において誠実にかつ適切に審査することを努めることを定めています。また、第2項では、具体的な手法として、提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めることを定めています。立川市議会では、議会改革の一環として、請願や陳情の審査において、提案者が趣旨を説明する機会を設けています。



#### 「請願」とは？

地方自治法第124条に規定されているもので、請願をしようとする者は、議員の紹介によって請願書を提出することができる制度のことを言います。

#### 「陳情」とは？

請願とは異なり、議員の紹介を必要とせずに議会及び市長等に適切な措置を要望することを言います。

### 参考（地方自治法第124条）

普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。

## 第8条 市民との情報及び意見交換

議会は、説明責任を果たすとともに、市民の多様な意見を的確に把握するため、議会及び市民が情報及び意見を交換する機会を多様に設けることができる。

### 【解説】

本条文では、議会と市民の情報・意見交換の機会の設置について定めたものです。第2条（議会の活動原則）に規定しているように、市民に対して十分に説明責任を果たすとともに、多様な市民の意見を積極的に把握していくことが、立川市議会の改革において目指すべき姿です。そのため、本条文では、議会が市民に対する説明責任を果たす機会や、議会と市民が意見を交換する機会を多様に設けることを規定しています。具体的な手法として、立川市議会では、これまでに「議会報告会」と「意見交換会」を開催してきました。今後は、これまでの取組みを踏まえて、議会がその責務を果たすために、必要に応じて議会と市民が情報や意見を交換する多様な機会を設けていくこととなります。

### 第3章 議会と市長等との関係

#### 第9条 議会と市長等との関係

議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と、常に緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会は、市長等から重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、当該政策が適正に執行されているかを常に監視するとともに、執行後においてもその成果を評価し、必要に応じて、市長等に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

3 議会は、政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めるとともに、条例の提案及び改正並びに議案の修正、決議等により、市長に対し積極的に政策提言を行うものとする。

#### 【解説】

本条文では、議会が市長をはじめとする執行機関や職員との関係において、常に緊張関係の保持に努め、二元代表制のもとで議会に求められている役割を果たしていくことを規定しています。

第1項では、議会と市長とは互いに対等な関係にあり、適度な緊張関係をもち、均衡・対等関係を保って、相互の理解と協力に基づいて、それぞれの責任を果たしていく必要があることを定めています。

第2項では、議会が市長等の重要な政策提案に対して、「P(計画)D(実行)C(評価)A(改善)サイクル」を意識して審議し、主体的に関わっていくことを明らかにしています。具体的には、計画においては「立案及び執行における論点及び焦点を明らかに」するとともに(P)、議決後においても「当該政策が適正に執行されているかを常に監視」する責任を果たします(D)。さらに、執行後にあたっては、「その成果を評価」し(C)、必要がある場合には「市長等に対し適切な措置を講ずることを求める」(A)こととなります。

第3項では、議会は、監視や評価にとどまらず、議会の政策立案機能を高め、条例の提案や改正、市長等の提出した議案の修正、決議などの多様な方法を通じて、市長に対して議会が積極的に政策提案を行っていくことで、立川市における政策水準の向上を図っていくことを定めています。

このように、立川市議会は、市長等との相互の理解と協力を大切にしながらも、適切な緊張関係を保つことに努めます。

## 第10条 重要な政策案に対する説明の要求

議会は、市長等が提案する重要な政策等について、市長等に対して次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 検討した他の政策案等の内容
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 関係ある法令、条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたる効果及び費用

### 【解説】

本条文では、前条に定める議会の役割を果たしていくために、議会の審議を充実させるために必要な説明を市長等に求めることを定めています。

具体的には、「政策等を必要とする背景」、「提案に至るまでの経緯」、「検討した他の政策案等の内容」、「市民参加の実施の有無及びその内容」、「総合計画における根拠又は位置付け」、「関係ある法令及び条例等」、「財源措置」、「将来にわたる効果及び費用」について、説明を求めることを明記しており、これら8つの項目が、議会が議案を審議するうえでの判断基準となります。

## 第11条 文書質問

議員は、議長を経由して、市長等に対し文書による質問を行うことができる。

2 前項に規定する文書による質問に関し必要な事項は、別に定める。

### 【解説】

本条文では、常に議会が市長等の行政執行を監視し、また政策提案を行っていくために、議員が市長等に対して文書による質問を行うことができることを定めています。

## 第12条 質疑応答の形式

議会の会議における質問及び質疑(以下「質問等」という。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一括して行うほか、対面による一問一答の方式で行うことができる。

2 本会議又は委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。)において、議員の質問等に対して答弁をする者は、論点を明確化し議論を深める目的で議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

### 【解説】

本条文では、議会における質疑・応答における形式について定めています。

第1項では、市政における論点および争点を明確にするために、質問および質疑を一括して行うのみならず、答弁者との対面による一問一答の方式も行うことができることを定めています。

第2項では、本会議または委員会での答弁をする者の「反問」について定められています。本条文では、「論点を明確化し議論を深める」ために、答弁者に対して反問を認めています。



「一問一答」方式は、政策案についての問題点を一つ一つ取り上げ、質問等と答弁を繰り返すという方法で、市政の論点や争点が明確になることが期待されます。

「反問」とは、議員の質問等に対して答弁する者が、議員に対して反対に質問をすることです。

## 第4章 議会の権限

### 第13条 議決事件の拡大

議会は、市民の負託に応える市政運営を実現し、市民福祉の向上及び市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について不断に検討するものとする。

#### 【解説】

本条文では議決事件の拡大について定めています。

地方分権によって自治体の果たすべき役割がますます重要になるなかで、議決事件の拡大は、議会の権限を強化し、より一層の責任を果たしていくうえで最も効果的な方法のひとつであるといえます。

本条文では、議決事件の拡大について不断に検討していくことを明記することで議会が市政運営に対する責任を果たしていくという決意を示しています。



#### 「議決事件」とは？

地方自治法第96条に定められている議会の議決が必要となる案件のことを言います。同条第2項の規定により、各自治体は条例によって議会の議決事件を追加することができます。

#### 参考（地方自治法第96条）

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第二百五条の二、第九十二条及び第九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- 2 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

## 第5章 議会の組織と運営

### 第14条 議長及び副議長

議長は、議会を代表して、中立かつ公正な立場において職務を行うとともに、民主的な議会運営に努めなければならない。

2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

#### 【解説】

本条文は、議長および副議長の職務上の責務について定めるものです。

議会が本条例に規定するさまざまな改革方策を実践し、その責任を果たしていくうえで、議場の秩序を守り、議事を整理し、議会の事務をつかさどる議長の役割はより重要となります。議長や副議長については、地方自治法第104条などに定められていますが、本条文では、法律よりも一歩踏み込んで、中立・公正な職務遂行と民主的な議会運営に対する努力義務を規定しています。

議長は地方自治法上、以下のような権限を与えられています。

- (1) 議場の秩序保持権（地方自治法第129条、第130条）
- (2) 議事整理権（地方自治法第104条等）
- (3) 議会の事務の統理権（地方自治法第123条、第138条）
- (4) 裁決権（地方自治法第116条）
- (5) 代表権（地方自治法第104条）
- (6) 臨時会招集請求権（地方自治法第101条）
- (7) 委員会への出席発言権（地方自治法第105条）

副議長は、議長に事故があるとき、または議長が欠けたときに、議長の職務を行うこととされています（地方自治法第106条）。

## 第15条 委員会の適切な運営

議会は、社会経済情勢の変化等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

### 【解説】

委員会は、複雑化・専門化する行政課題に対応するために、本会議よりも少数の議員によって、本会議だけでは対応しきれない多数の議案を能率的、専門的に審議するために設置されるもので、地方自治法第109条に規定されています。本条文では、地方自治法の規定を踏まえて、委員会を適切に運営していくことを定めています。

第1項では、委員会制度の趣旨を踏まえて、多様な行政課題に迅速かつ的確に対応するために、委員会を柔軟に設置し、充実した審査を図っていくことを定めています。

また、第2項では、委員会の審査にあたって、市民への情報公開を進めるため、資料等を積極的に公開するとともに、市民に対して分かりやすい議論を行うことを定めています。

### 参考（地方自治法第109条）

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

5 第百十五条の二の規定は、委員会について準用する。

6 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

- 7 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。
- 8 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

参考（立川市議会委員会条例第 16 条）

- 1 委員会は、公開する。ただし、委員会の議決があったときは、公開しないことができる。
- 2 委員長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 委員会の傍聴に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第 16 条 会派

- 1 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。
- 2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

本条文では、市議会内における会派について定めています。会派は、政策に関する調査研究などを通じて議会の審議の充実に資するだけでなく、会派間の調整によって円滑な議会運営に資するという側面もあり、議会において重要な役割を果たしています。

第 1 項では、政策を中心とした同一の理念を共有する議員が集まって議論を深めていくために、会派を結成することができることを定めています。また、第 2 項では、会派の役割として、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派間で調整を行うことで、議会の合意形成に努めることが規定されています。

## 第 17 条 附属機関の設置

議会は、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

### 【解説】

本条文は、議会が、議会活動に関し、審査、諮問又は調査のため必要があるときに、附属機関を設置することができると定めています。

第 18 条に規定する「調査・審議をするための機関」とは異なり、本条文で定める附属機関は常設型の機関です。また、本条文で定める附属機関は「議会の」附属機関であり、地方自治法第 138 条の 4 で規定されている「長の」附属機関とは異なります。

附属機関を設置するときには、直接本条文に基づいて設置することはできず、別途その根拠となる条例の規定が必要です。現在、本条文に基づく附属機関として、立川市議会議員政治倫理条例で「政治倫理審査会」を定めています。

## 第 18 条 重要案件に関する調査

議会は、議会活動及び政策の重要案件に関して、学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するとともに、必要に応じて調査・審議をするための機関を設置し、当該案件に対する調査を行うものとする。

### 【解説】

本条文では、議会による「重要案件に関する調査」について定めています。多様な行政課題を審議し、また議会として積極的に政策提案を行っていくためには、議会として専門的な調査研究を行うことが求められます。そのため、地方自治法 100 条の 2 では、議会が学識経験者等に調査研究を行わせることができると規定されています（専門的知見の活用）。本条文では、立川市議会として積極的に専門的知見を活用することで、議会の政策形成能力の向上を図ることを定めています。

また、本条文では、必要に応じて、複数の学識経験者等による「調査・審議するための機関」を設置することも規定しています。これらの手法を通じて、重要な政策課題について専門的な調査を行ったうえで、議員による十分な審議を行うことで、よりよい政策を導いていくこととなります。

## 参考（地方自治法第 100 条の 2）

普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

## 第 19 条 災害等への対応

議会は、大規模災害が発生し、立川市災害対策本部条例（昭和 38 年立川市条例第 34 号）の規定に基づき、立川市災害対策本部が設置されたとき又はその他の緊急事態が発生し、市に対策のための組織が設置されたときは、これを支援するとともに、議会としての確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。

2 議会は、防災訓練等により、議員が大規模災害等の発生時に適切に対応できるよう努めなければならない。

### 【解説】

本条文では、議会の災害への対応について規定しています。

東日本大震災の記憶が依然として色濃く残るなかで、令和 2 年には、新型コロナウイルス感染症が世界中に蔓延し、市民の生命や生活のみならず、経済活動など多大な影響を与え、全国的に議会の緊急時の対応が改めて問われています。また、首都圏に位置する本市では、首都直下型地震の発生が懸念されている一方で、危機発生時の国の政府機能代替拠点としての性格も有しています。こうした背景を踏まえ、第 1 項では、災害時や感染症のパンデミックなど緊急事態が発生した時に議会としての確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定と維持に努めることを規定しています。また、第 2 項では、平時に防災訓練等を通して、議員が緊急時に適切に対応できるよう努めることを規定しています。

## 第 20 条 議員研修の充実

議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上のため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

### 【解説】

本条文では、議会が市長等による行政執行を監視・評価し、積極的に政策提案をしていくうえで必要となる政策立案能力や政策提言能力の一層の向上を図るために、議会全体として、議員研修の充実に努めることを規定しています。

## 第6章 自由討議の拡大

### 第21条 議員間討議による合意形成

議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議により、議論を尽くした合意形成に努めるものとする。

#### 【解説】

本条文は議員間討議による合意形成について定めたものです。

第3条では、「議員の活動原則」として、各議員が議員相互の自由な討議を尊重することを規定しています。本条文では、第3条を受けて、議会として議員相互間の自由な討議を中心とした運営を図り、議論を尽くしたうえで合意形成に努めていくことを規定しています。

## 第7章 議員報酬及び政務活動費

### 第22条 議員報酬

議員報酬は、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本として、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正にあたっては、行財政の現状及び課題、将来予測、審議会及び市民の意見等を考慮するものとする。

#### 【解説】

本条文では、議員報酬について定めています。議員報酬は、議会や議員の活動のあり方に強く関連する問題であり、その決定にあたっては総合的で慎重な議論が必要となります。

第1項では、議員報酬が「市民の負託に応える議員活動の対価であること」を再確認するとともに、報酬額については条例で定めることを規定しています。

また、第2項では、議員報酬額を検討するうえで求められる視点として、行財政の現状及び課題や将来予測に加えて、審議会および市民の意見等を考慮することを規定しています。

## 第 23 条 政務活動費

会派及び議員は、市政の課題及び市民の意見を把握し、市政に反映させるとともに、市民の福祉の増進を図るために必要な活動を積極的に行うため、政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費の使途について透明性を確保するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。

### 【解説】

本条文では、「政務活動費」について定めています。政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加など、議員が市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させるためのさまざまな活動に用いられます。

そこで、第 1 項では、政務活動費を有効に活用することで、議員の活動を活性化し、ひいては市民の福祉の増進を図っていくことを明記しています。さらに、第 2 項では、会派及び議員は政務活動費の使途について透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たしていくことを定めています。

立川市議会では、使途基準などを記載した「政務活動費の手引き」を作成し、市議会ホームページに掲載してきました。

また、平成 25 年度支出分から領収書(写)なども市議会ホームページに掲載します。



### 参考（地方自治法第 100 条第 14 項～第 16 項）

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

## 第 8 章 議会事務局等の体制整備

### 第 24 条 議会事務局

議会は、議会の政策形成及び政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化を図るとともに、議会事務局の組織体制の充実に努めるものとする。

#### 【解説】

本条文は、議会事務局の強化について定めています。

本条例では、議会が市民の意見を的確に把握し、行政の監視・評価や積極的な政策提案を通じて、議会の責務を果たしていくことを規定していますが、議会の政策形成及び政策立案機能を高めるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割もまた重要となります。そこで、本条文では、議会事務局の調査・法務機能及び組織体制を充実させることで、議会の機能を強化していくことを明記しています。

#### 参考（地方自治法第 138 条）

都道府県の議会に事務局を置く。

- 2 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。
- 3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。
- 4 事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。ただし、町村においては、書記長を置かないことができる。
- 5 事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
- 6 事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。
- 7 事務局長及び書記長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。
- 8 事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

## 第 25 条 議会図書室

議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

### 【解説】

本条文は議会図書室について定めています。

議会図書室については、地方自治法第 100 条第 19 項において、その設置が義務付けられているほか、同条第 20 項において広く市民の利用に供することができると規定されています。本条文では、議員の調査研究及び政策立案に資するため、議会図書室を充実に努めることを定めています。

### 参考（地方自治法第 100 条第 19 項）

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

### 参考（地方自治法第 100 条第 20 項）

前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

## 第9章 補則

### 第26条 条例の位置づけ

この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合において、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

#### 【解説】

本条文は、議会基本条例の位置づけについて定めています。

本条例は、二元代表制のもとで立川市議会とその議員がそれぞれ担うべき役割といった議会に関する基本的事項を定める条例です。そのため、本条例の重要性を踏まえ、議会に関する他の条例等を制定し、または改廃する場合には、本条例の趣旨を尊重しなければならないことを明記しています。

### 第27条 見直し手続

議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営に係る不断の評価・改善を行い、一般選挙をしたとき及び必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

#### 【解説】

本条文では、本条例が施行された後も、市民の意見や社会情勢の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価・改善を行い、そうして、市議会議員選挙後や必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じていくことを明記しています。